



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 免税事業者からの仕入れに対する仕入税額控除の適用

令和5年10月1日よりインボイス制度が始まります。

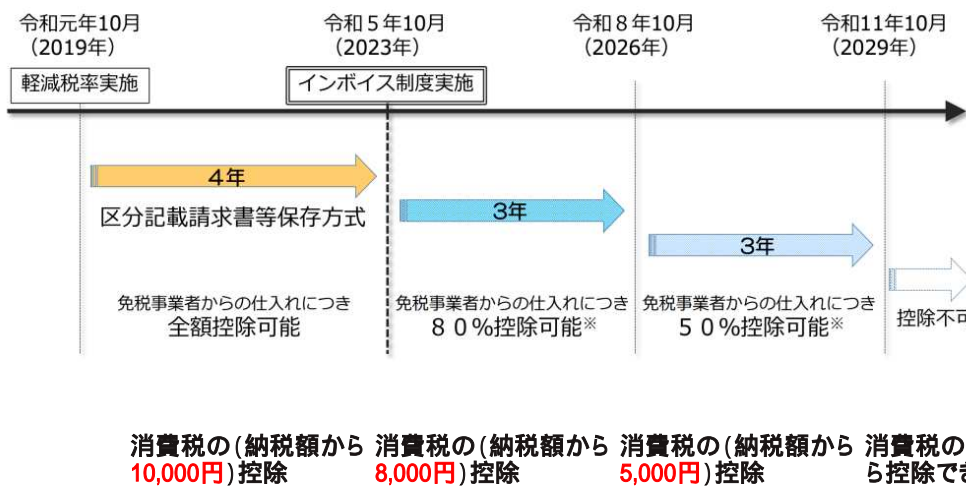
仕先や外注費の支払い先の中に「インボイス」を申請していない相手がいる場合

**社内外注**として仕事をしてもらっている場合、**内職代**として支払いがある場合

免税事業者からの仕入れでは、適格請求書が発行されないため仕入税額控除が適用されません。

しかし、インボイス制度導入後の急激な税負担の増大を緩和するため、経過措置として免税事業者などからの仕入れについても一定の割合で控除が認められます。

控除が認められる条件および適用期間と控除できる割合は以下のとおりです。



例えば免税業者に税込み110,000円(消費税相当分10,000円)の支払いをした場合、貴社の消費税の納税額から上記の金額が控除できます。

### 1.上記の場合でも「区分記載請求書」が必要です。

区分記載請求書とは、以下の5つの記載事項を満たした請求書等の書類のことです。

請求書発行者の氏名又は名称

取引年月日

取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

請求書受領者の氏名又は名称

小売業や飲食業、タクシー業などの、不特定多数のものに対する販売等ではレシートを受受するのが一般的であるため、請求書受領者の氏名又は名称の記載を省略することが認められています。

3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由がある時は、帳簿の保存のみで可。

### 2.消費税を全額控除するためには「適格請求書」が必要です。

適格請求書等保存方式は上記の区分記載請求書に加え下記の3つの記載が必要です。

適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**

税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び**適用税率**

税率ごとに区分した**消費税額等**